

令和6年度第1回瑞穂市障害者自立支援協議会全体会議事録

1 開催日時 令和6年8月26日（月）午後1時30分～午後3時45分

2 開催場所 瑞穂市民センター 第2会議室

3 出席委員

(1) 委員 19名

勝 尚志、牛丸 真児、見吉 時夫、田中 正、廣瀬 功、玄 景華、
塩谷 岳二、山下 千鶴、棚瀬 友美、久富 和浩、寺倉 博、大野 春菜、
林 善太郎、長縄 美帆、松田 憲児、二村 真紀、近藤 香おり、
清水 尚、谷村 雄司

(2) 瑞穂市長 森 和之

(3) 事務局

健康福祉部長 佐藤 彰道、福祉生活課長 古澤 秀樹
福祉生活課 杉原 昌実、松島 志保、浅野 かおり

4 議題

(1) 会長の選任

(2) 副会長の選任

(3) 顧問の選任

(4) 瑞穂市障害者自立支援協議会内規の一部改正について

(5) 部会等の構成

(6) 部会員の選任

(7) 部会長互選

(8) 第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの実績について

(9) 第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理について

(10) 基幹相談支援センターの事業・運営状況等について

(11) 地域生活支援拠点の評価・検証について

(12) 各部会のR5報告及びR6活動計画について

(ア) くらし部会

(イ) 子ども部会

(ウ) 相談支援部会

(エ) 権利擁護部会

(13) その他

5 会議資料

委員名簿（資料1）

瑞穂市障害者自立支援協議会内規の一部改正について（資料2）

部会等の構成（資料3）

部会員の選任（資料4）

第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの実績について（資料5）

第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理について（資料6）

基幹相談支援センターの事業・運営状況等について（資料7）
地域生活支援拠点の評価・検証について（資料8）
各部会のR5報告及びR6活動計画について
くらし部会（資料9）
子ども部会（資料10）
相談支援部会（資料11）
権利擁護部会（資料12）

6 議事内容

司 会	<p>本日はご多用の中ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、会議録の作成の関係上、録音させていただきますのでご了承ください。</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただ今より令和6年度第1回瑞穂市障害者自立支援協議会全体会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉部福祉生活課の古澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>最初に本会議は、委員22名のうち19名の方のご出席をいただいておりますので、瑞穂市付属機関設置条例第8条第1項に定める過半数以上の出席を満たしておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。</p> <p>それではここで、森市長より皆様のお席にて委嘱状を交付させていただきます。</p>
市 長	委嘱状交付
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、市長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
市 長	市長挨拶
司 会	<p>ありがとうございました。それではここで、委員の皆様の自己紹介に移らせていただきます。本協議会の委員様につきましては、各所属等からご推薦およびご承諾をいただきました。それでは順番にお願いします。</p>
委 員	自己紹介
司 会	<p>ここで誠に恐縮ではございますが、森市長が次の公務のため退席とさせていただきます。</p> <p>それではこれより議題に入らせていただきます。</p> <p>議題（1）会長の選任に移ります。瑞穂市付属機関設置条例は、第7条第1項に会長及び副会長を置くと規定されております。また、同条第2項には、会長及び副会長は委員の互選により定め、その任期は委員の任期によると規定されております。まず会長について、どなたか立候補またはご推薦等がありますでしょうか。</p>
牛丸委員	<p>これまでの流れなどもありますので、引き続き前会長にお願いしたいと思っております。</p>
司 会	<p>ただいま前年度に引き続きまして玄委員に会長をとというご提案がございましたが、改めてご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	挙手全員

司 会	<p>ありがとうございました。皆様にご賛同いただきましたので、会長に玄委員が選任されました。続きまして議題（２）副会長の選任に移ります。先ほどと同じ説明になりますが、瑞穂市附属機関設置条例では、第7条第1項に会長及び副会長を置くと規定されております。また、同条第2項には会長及び副会長は委員の互選により定め、その任期は委員の任期によると規定されております。副会長について、どなたか立候補またはご推薦等ありますでしょうか。</p>
会 長	<p>私の方から牛丸委員を副会長に推薦したいと思います。牛丸委員は、この瑞穂市自立支援協議会を平成20年に発足して以来、長年にわたり委員及び相談支援部会の専門部会長も務められ、この協議会については非常に熟知されておられます。</p> <p>また、自立支援協議会は、昨年度策定しました第3期障がい者支援プランの進捗管理をしていく必要がありますが、牛丸委員は総合支援プランの策定委員でもあるため、副会長に適任だと思われまますので推薦したいと思います。</p>
司 会	<p>ただいま牛丸委員に副会長というご提案がございましたが、いかがでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>挙手全員</p>
司 会	<p>皆様のご賛同をいただきましたので、副会長に牛丸委員が選任されました。恐れ入りますが、ここで玄委員、牛丸委員はそれぞれ会長席と副会長席へご移動お願いいたします。</p> <p>それでは会長、副会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長 副会長	<p>挨拶</p>
司 会	<p>ありがとうございました。これからの議事進行は、瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項により、会長に議長をお願いすることになりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは本協議会の議長を務めさせていただきます。</p> <p>本委員会は、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条の規定により、原則公開となっております。この会議を公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。ご異議が無いようですので公開とさせていただきます。</p> <p>次に同要綱第12条の規定では、会議の公開は会議の傍聴を希望するものに会議の傍聴を認めることにより行うものとなっております。ここで傍聴定員を何人とするかを決めなければならないのですが、事務局の方から何かご提案はありますでしょうか。また、今回の会議の傍聴人の申し出はございますか。</p>
事務局	<p>定員についての規定はございませんが、障害者計画の会議でも5人としていることから5人でいかがでしょうか。また、本日の会議の傍聴は4名の申し出があります。</p>

会 長	ただ今事務局から定員 5 人との案が提示されましたがよろしいでしょうか。また 4 名の傍聴を許可してよろしいでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>異議なしということで傍聴を許可いたします。事務局は、傍聴人を入室させてください。それでは傍聴人の方に申し上げます。お手元に配布の、傍聴に関する注意事項をお守りいただきますようお願いいたします。それでは本協議会の会議録について審議をいたします。</p> <p>事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼します。会議録の作成方法や確認方法につきまして、3 点ほど確認させていただきます。まず 1 点目でございますが、会議録は要点筆記とさせていただきます。</p> <p>2 点目は発言した委員の氏名を実名ではなく、A 委員、B 委員、C 委員というように記載をさせていただきます。</p> <p>3 点目は作成した会議録の確認方法につきまして、会長、副会長に確認をしていただき、了承を得てから会議録として公開をさせていただきます。</p>
会 長	<p>ただ今事務局よりご提案ありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。事務局の提案にご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">挙手全員</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで認めます。</p> <p>本委員会の会議録については要点筆記とし、発言した委員の氏名は記載しないこととします。</p> <p>会議録につきましては、会長、副会長の了承を得て公開といたします。</p> <p>それではこれから、議題の方に入っていきたいと思っております。</p> <p>議題（3）顧問の選任について議題とさせていただきます。事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。瑞穂市自立支援協議会内規の第 1 2 条には、協議会に高度かつ専門的知見を有するものとして、顧問を若干名置くことができると規定されております。この高度かつ専門的知見を有する方につきましては、医療機関関係者を想定してございまして、前回は医療機関関係者の方に顧問として就任していただいております。</p> <p>顧問の方には、年 2 回開催されます、この自立支援協議会の全体会にご出席いただき、ご助言をいただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局からもご説明いただきました。私の方も医療関係者の方には、ぜひ顧問としてご出席していただき、高度かつ専門的な知見により、当協議会にご助言をいただければと考えております。</p> <p>もとす医師会の A 委員。もとす薬剤師会の B 委員、朝日大学歯学部 of C 委員の 3 名の方を顧問に推薦したいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。</p>

	<p>か。</p> <p>特にご異論無いようですので、ご賛同いただきましてありがとうございます。A委員、B委員、C委員の3人がご就任されました。</p> <p>それでは顧問として、A委員の方からご挨拶の方をいただいでよろしいでしょうか。</p>
顧問	<p>挨拶</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは今日欠席となっております、B委員、C委員については、事務局よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>もとす薬剤師会のB委員、朝日大学歯学部のお二方とも、顧問に選任された場合はお受けしますと事前に了解を得ておりますので、ここで報告させていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>3名の先生方が顧問ということで、今後ともよろしくお願いいいたします。それでは議題（4）瑞穂市障害者自立支援協議会内規の一部改正についてを議題といたします。まずは事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは説明の方をさせていただきます。</p> <p>議題（4）瑞穂市障害者自立支援協議会内規の一部改正について、ご説明いたします。お手元の資料の2ページの資料2をご覧ください。部会は特定の事項について関係者が集まり、関係者間の情報共有や、研修等を開催することにより、部会員の資質向上と課題の研究、およびその解決方法の協議等を行うためのものであります。今回の一部改正は、この第6条の第5号の定員を15名から20名に改正するものであり、先般の事務局会にて提案されたものです。理由としましては、現在くらし部会は、15名の部会員で構成されていますが、昨年度から部会の中で協議していくものの中に、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築するという内容が加わったことによって、今後様々な関係機関から、重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要になったことから、部会員の数を20名に改正するというものです。本日この全体会で承認いただければ、本日より施行することといたします。瑞穂市障害者自立支援協議会内規の一部改正につきましては以上になります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。今のご説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。部会の定員を15名以内から20名以内にするということで、自立支援協議会に求められる役割というのが非常に増えてきておまして、特にくらし部会に関しましては、先ほど事務局からのご説明で精神障がい者の取り組み等が求められるということで、定員を15名以内から20名以内ということで増やしていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。ご質問等ございませんでしょうか。特になければ事務局のご提案に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;"> <p>全員挙手</p> </p>
	<p>ありがとうございました。全員挙手ということで、瑞穂市自立支援協議会の内規につきましては、案の通り一部改正することとし、本日の令和6</p>

	<p>年8月26日より施行させていただきます。</p> <p>それでは引き続きまして、議題（5）部会等の構成と議題（6）部会員の選任につきまして、関連しますので、一括議題として事務局よりご説明の方をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議題（5）部会等の構成、議題（6）部会員の選任について、関連がありますので合わせて説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>お手元の資料の6ページ、資料3をご覧ください。こちらは瑞穂市の障害者自立支援協議会の組織図となります。本日開催しているのが一番上に記載をしております全体会となります。こちらの全体会は協議会内規にも規定されている、瑞穂市における障がい福祉に関する相談支援体制の構築、相談支援事業の効果的な運営、障がい者差別の解消、市の障がい者施策等の提言等を行うために、関係者により連携および協議を行うための会となっております。全体会の下に記載されております事務局会については、協議会の運営、関係機関との調整、検討事項等の調整をするための会となっております。その下に位置づけられているのが各種専門部会となります。専門部会は現在くらし部会、権利擁護部会、子ども部会、相談支援部会の4つの部会に分かれて運営しています。</p> <p>資料の3ページをご覧ください。内規の第6条第4項をご覧くださいと思いますが、この4項で部会員は事務局会において協議し、全体会の承認を得て会長が指名することと規定しています。</p> <p>資料7ページから10ページにかけての資料4をご覧ください。各部会の構成については、第2期障がい者総合支援プランの実績も踏まえ、これまでの流れや連携等を考慮し、前回の流れを踏襲したほうが望ましい部会については、部会の構成員を踏襲しまして、これから始まります第3期障がい者総合支援プランの実現に向けて、構成員の変更が必要な部会は変更を加えた案となっております。</p> <p>資料7の方ですが、くらし部会については新たに協議会員とされました、あおぞら会のDさんにも加わっていただきたいということで合計16名の案とさせていただきます。</p> <p>資料8ページをご覧ください。こちら権利擁護部会につきましては、前回は踏襲したものとなっております。</p> <p>資料9ページをご覧ください。子ども部会につきましては、第3期総合支援プランを遂行するために構成員を変更した案としております。本日お配りしました子ども部会の再編についてという資料をご覧ください。</p> <p>こちらの資料の提案につきましては、副会長の方からお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
副会長	<p>今見ていただいている資料の再編目的にありますように、昨年度瑞穂市にて岐阜県ペアレントトレーニング指導者養成研修が実施されて、12人のご家族にペアトレを実施して無事終了することができました。</p> <p>事前配布の資料の15ページも一緒にご覧ください。また後程子ども部会からもご説明いただきますが、この障がい者総合支援プランのうち、一番上の行がペアトレにかかる項目でして、令和5年度の実績が12人になって、進行状況の評価が○になっていると思いますが、この12人が参加</p>

	<p>した研修というのは、本来ペアトレの指導者を養成するもので、県は毎年市町村持ち回りで開催していて、去年は瑞穂市で開催でしたが、指導者側の参加者は40名のうち、実際に瑞穂市でペアトレ開催の役割を担うであろう市内障がい児通所支援関係者の参加者は0人でした。このままですと今年度以降はこちらの評価が×になってしまう予定です。そこでこの際、子ども部会をペアトレの安定的な取り組みに特化した組織に再編し、部会の活動目的の明確化と、プランの達成を目指すということを考えました。委員以外の部会員は、事業所で実際に影響力があり、かつペアトレの実務を理解できるものを想定して、市内の障がい児通所支援にかかる事業所の児童発達支援管理責任者で構成します。すでに子ども部会は、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場、瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理、地域生活支援拠点の評価検証の役割があります。この近年障がい児通所支援にかかる事業所というのは急速に増加しましたが、その現場の責任者である、児童発達支援管理責任者を構成の多数とすることで、より瑞穂市の実情に根差した取り組みができると考えています。</p> <p>次に部会員案です。委員については去年に引き続きEさん、Fさん、Gさんをお願いし、私も参加させていただきます。</p> <p>委員以外については、先ほど申し上げた理由で、市内の児童発達支援管理責任者の方たちにお声かけさせていただき、了承をいただきました。</p> <p>今考えている今後の予定は、早ければさっそく来月9月にでも部会を開いて、本巢市の小学校が今年エール岐阜の講師で、保護者向けに1日だけ1時間のペアトレをしたので、それを参考に同様のものを市内の部会員の事業所で開催するように調整します。そこに、ほかの部会員も参加したうえで10月ごろにもう1回部会を開いて、来年は本来のペアトレをやれるように、本来のペアトレというのは全6回ですけど、今回の反省と来年度の計画をすると再編はそのような予定をしています。</p> <p>このように再編によって、プランの達成と市内児童発達支援管理責任者を中心にした、より実効性の高い障がい児支援の取り組みができるのではないかと考えております。以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。引き続きまして、資料の10ページをご覧ください。相談部会につきましては、前回は踏襲した案となっています。すべての部会において、担当者の変更に伴う修正は行っておりますのでよろしく願いいたします。以上部会等の構成、部会員の選任についての説明となります。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、何かご質問等はございますか。それでは部会等の構成及び部会員の選任について、案の通り賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">全員挙手</p> <p>全員挙手ということで、部会等の構成及び部会員の選任につきましては案の通りとさせていただきます。</p> <p>それでは、議題（7）部会長の互選に移りたいと思います。瑞穂市の自立支援協議会の内規第6条第6項に部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定めると規定されておりますが、どなたか立</p>

	候補またはご推薦等ありますでしょうか。
H委員	これまでの流れなどもございますので、くらし部会長にI委員、それから子ども部会長にJ委員、それから相談支援部会長に副会長、それから権利擁護部会長にK委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
会 長	<p>ありがとうございます。ただいま前回に引き続きまして、くらし部会長にI委員、子ども部会長にJ委員、相談支援部会長に副会長、権利擁護部会長にK委員というご提案がございましたがいかがでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">全員挙手</p> <p>ありがとうございます。全員のご賛同をいただきましたので、くらし部会長の部会長はI委員、子ども部会長にJ委員、相談支援部会長に副会長、権利擁護部会長にK委員が選任されました。それでは各部会長からご挨拶ということで、よろしくお願いいたします。</p>
各部会長	挨拶
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは先に進めさせていただきますが、議題（8）第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの実績について、事務局の方からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それではお手元の資料11ページの資料5をご覧ください。第2期瑞穂市障がい者総合支援プランにつきましては、障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画の3計画を一体として策定しており、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としていました。</p> <p>こちらは、第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの実績の表となっております。先般各部会において令和5年度の評価を行っていただきました。これから、資料を基に各部会長の方から報告をしていただきますが、その前に事務局の方から少し説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料の13ページをご覧ください。相談支援体制の充実、強化等の中の障がい者の種別や各種ニーズに対応できる総合的、専門的な相談支援の実施についての欄をご覧くださいと思います。</p> <p>令和3年の相談件数が30回未満、令和4年、令和5年が200回越えの件数の違いについて、先般事務局会の中でも数字の拾い方のご質問をいただいておりますので、こちらの方で確認いたしました。令和3年度から基幹相談支援センターが設置されまして、相談件数を拾い始めています。令和3年度は268回の相談を受けた記録が残っていましたが、当時の数字をもって、30回未満としたかは定かではありませんが、月平均で見ると30回未満の数字にはなるため、月平均で拾ったのかもしれませんが。結論的には、令和3年度の期間相談支援センターの設置当初から現在と変わらないぐらいの268件という相談を受けていたということがわかりましたので報告をさせていただきます。</p> <p>続きまして14ページをご覧ください。障害者自立支援審査支払システ</p>

	<p>ム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその回数の見込とあります。この障害者自立支援審査支払等システムについて、事務局会でどのようなシステムなのかという質問が出ましたので、簡単にご説明いたします。</p> <p>障がい者福祉サービスを提供する事業所は、計画に従って障がい者にサービスを提供します。事業所はサービスを提供した翌月に、給付費等の請求情報をインターネットを介して国保連あてに提出されます。国保連はその請求内容を一次審査して、その内容を市町村に送付し、市町村はその請求情報を二次審査します。国保連はその市町村の審査結果に基づいて、事業所に支払う給付費等を市町村に請求するという流れになっています。現在このシステムを使って支払いの事務を行っていますが、県が主体となってこのシステムによる審査結果を分析して、自治体と共有する体制を構築する予定です。県が中心となって市町村と連携して、審査結果を分析、情報共有することで、障がい福祉サービスの一層の質の向上を図っていくということが今後の目標になっていきます。事務局からの事前説明は以上となります。</p> <p>それでは11ページの方に戻りまして、各部長の方からご報告をいただきたいと思っております。初めにくらし部会長様お願いいたします。</p>
<p>くらし部会長</p>	<p>それでは、くらし部会の方から報告をさせていただきます。第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの実績につきましては、6月12日に開催いたしました。くらし部会において6部門16項目にかかる、令和5年度の実績について評価を行いました。11ページの資料5をご覧ください。中段の大項目、福祉施設の入所者の地域生活への移行につきましては、目標年度施設入所者数と削減見込数値の2項目は、おおむね目標を達成したということで◎とさせていただき、3項目目の地域生活移行目標数につきましては、令和5年度の実績は0人で、目標の5人に達していないため、進行が不十分である×の評価をいたしました。この項目につきましては、昨年11月に精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が立ち上がりまして、今後の取り組みを実施していくことで地域生活移行者も出てくるのではないかと考えています。評価につきましては4項目とも目標達成としたさせていただきました。12ページをご覧ください。地域生活支援拠点の有する機能の充実の1項目目、地域生活支援拠点等につきましては、昨年4月に緊急時の受け入れ施設として大和園が整備されたことにより、目標達成とし、その下運営状況の検証、検討については、今年度分からの検証、検討となりますので×といたしました。次に福祉施設からの一般就労への移行等につきましては、上から3項目の就労継続A型を通じた年間一般就労移行者数は目標達成、4項目目の就労継続B型を通じた年間一般就労移行者数につきましては、目標数が0人であるため、数値上は目標達成をしておりますが評価は－とさせていただきました。次に就労定着支援事業の利用者数です。1項目目の就労移行支援事業等を通じた令和5年度における年間一般就労移行者数につきましては0人で進行が不十分である×を、2項目目の就労定着支援事業の利用者は5人で、目標達成の○とさせていただきました。次に就労定着支援事業の就労定着率ですが、現在瑞穂市内の定着就労支援事業所が存在していないため、該当な</p>

	しとしーとさせていただきます。くらし部会からは以上でございます。
子ども 部会長	<p>では子ども部会の説明をさせていただきます。12ページ児童発達支援センターの設置につきましては、岐阜地域児童発達支援センターぽっぽの家が設置されており、岐阜圏域では1か所ということで目標は達成しております。利用体制の充実ということで改修工事を行い、令和4年4月に新たに開園されており、順調に進行しているという評価で○といたしました。</p> <p>13ページの一番上になります、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について、国の指針として障がい児の地域社会への参加、包括を進めるため、市内もしくは圏域に設置された児童発達支援センターが、保育所等の訪問支援を実施するなどして、令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標として設置されました。この基本目標に対して瑞穂市は、児童発達支援事業所が保育所等を訪問し支援を行っております。このためおおむね進行しているという結果の△といたしました。そして2番目、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後同デイサービス事業所の確保については、岐阜圏域で岐阜県立希望が丘子ども医療福祉センターきらりがあるため評価は○といたしました。そして3番目になります、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、子ども部会の中で協議の場を設置しておりますので○といたしました。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、令和5年度に2名増え、4名になりましたので○といたしました。発達障がい者等への相談支援体制の充実について、ペアレプログラム等の受講者につきまして、先ほどもお話がありました。令和5年度目標数5名に対しまして12名受講があったため、評価は○といたしました。ペアレントメンターは、自らも障がいのあるお子さんの子育ての経験をされている方かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けている親さんのことを指します。その方の人数は1名の目標としておりましたが、0名であったため×といたしました。ピアサポートの活動は、同じような共通項と多様性を持つ人同士の支え合いの活動になりますが、令和5年度現在実施していないため評価を×といたしました。今後は第3期障がい者総合支援プランの中で、令和8年度には1名を目標とし、課題としていきたいと思っております。</p> <p>第2期瑞穂市障がい者総合支援プランを全体といたしましては、おおむね計画が達成できていると思われま。ただし、発達障がい者等への相談支援体制の充実の項目で進行が不十分であると思われま。その部分につきましては、第3期のプランにも位置付けられているため、ペアレントトレーニングの取り組みができる体制を整備し、部会の中で協議をしながら目標達成できるよう進めてまいりたいと思っております。以上です。</p>
相談支援 部会長	<p>では相談部会の担当のところですが、13ページ、相談支援体制のところ、一番上の行の総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保は、総合的専門的な相談支援体制は、基幹の相談や心の相談などが該当すること、地域相談支援体制の強化は相談支援部会が該当するというので、以前と同じく体制の確保は達成としました。次の行ですが、こちらは身体障がい者相談、ほほえみ相談、</p>

	<p>心の相談の実施と先ほど言っていた基幹相談が231件ということですし、社協の基本相談も相当な数なので達成です。次の行の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数は、基幹が社協とヒューマンハート、グリーン、それから療育センターとあおいの5か所に訪問して指導を実施しましたので達成です。今年度も来月9月の部会などで部会に参加している事業所を中心に調整する予定でいます。次の地域の相談支援者の人材育成研修は、昨年度はケアマネサロンと合同で7月に開催しました。障がい関係者の参加は9名でした。そこでは障がい福祉と介護保険から各制度の説明をし、グループワークによる意見交換をしたので達成です。次の地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数は、相談支援部会や、岐阜県相談支援事業者連絡協議会で実施しているので、こちらも達成です。次のページに行きまして、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築は、相談支援部会の事例検討にて地域課題の抽出の取組や、瑞穂市障がい者事業者連絡会、瑞穂市障がい児事業者連絡会を定期開催して、質の向上に取り組んでいるのでこちらも達成です。次の都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他研修への市町村職員の参加人数の見込は、都道府県の研修は、ほとんど市役所の方は参加されているようで、基幹も良く参加しています。私も一緒に参加する研修も多いのでこちらも達成です。以降の項目は目標値がないので該当なしということです。以上になります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。第2期の総合支援プランの実績を令和3年から令和5年の内容の進捗状況としまして、以前は全く評価することもなく繰り返し実施計画の策定がされていましたが、やはりPDCAサイクルでアセスメントをする必要があるんじゃないかということで、このような形で◎、○、△、×、該当なしということで、到達目標がわかりやすいよう結果をまとめています。評価につきましては、各部会の方で分担をして評価をさせていただいております。事務局会等でこの中にさらに課題がどうかというのを上げております。◎は目標達成ですが、×の場合、あるいは△の場合、どういう課題があるのかとか問題というのも含めて、市の方とそこは共有しています。以上ですがいかがですか、まだまだ改善の余地はあると思いますが、また各委員の方からご意見等がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">意見なし</p> <p>それでは特に質問が無いようですので、議題(9)第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理ということで、現在この4月1日から新たに第3期、3年計画ということで進んでおりますので、これも事務局の方からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お手元の資料の16ページ資料6をご覧ください。この第3期障がい者総合支援プランは、障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、瑞穂市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定しています。</p> <p>1番最初の福祉施設の入所者の地域生活への移行の表をご覧ください。</p>

障がい者支援施設の入所者の中で、地域生活を希望される人が、グループホーム等での生活に移行することを目標としている数字となります。令和4年度末の施設入所者数が29名であり、令和8年度末までに5%以上削減するという国の指針を基に、入所者数目標27名、移行目標数2名の目標としております。続きまして、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築につきまして、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数、目標設定および実施回数目標を設定し、社会参加、地域の助け合いなどの包括的な体制を確保し、地域移行を進め、徐々に精神障がい者の地域移行を進め、利用者数を増やしていくことを目標としています。続きまして17ページ地域生活支援の充実につきまして、地域生活支援拠点の整備が完了しており、令和6年度から評価シートを使い現状、実績、評価を行い、支援の充実に結び付けていくことを目標としています。コーディネーターにつきましては、緊急の事態に際し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要なサービスの提供や相談その他必要な支援を行うことができるコーディネーターを配置することを目標とします。強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を令和8年度までに行うことが目標となっています。続きまして、福祉施設から一般就労への移行等につきまして、令和3年度の実績数に国の指針で定められた倍数で目標を設定しております。18ページ中段あたりの障がい児支援の提供体制の整備等につきまして、児童発達支援センターは圏域で1箇所、岐阜地域児童発達支援センター「ポッポの家」設置されており設置済であります。障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築は、保育所に訪問支援のサービスを行う県の指定を受けた相談支援事業所や児童発達支援事業所はありますが、市内になるとまだ無い状況です。しかし現在瑞穂市は、学校教育課において、小学校入学に向け、保育所・幼児期健診等を受けている子どもが事業所を見学し、必要に応じて療育につないでいくということは、市内で取組がされています。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保については、岐阜圏域では希望が丘こども医療福祉センター「きらり」が役割を担っています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、子ども部会で設置済みであり、今後協議していく予定です。支援調整コーディネーターの設置は、既に社協で4名配置されています。18ページ1番下の相談支援体制の充実・強化等についての箇所をご覧ください。基幹相談支援センターがR3年度から設置されているところです。18ページの1番下、地域の支援事業者に対する専門的な指導についても先ほどの第2期総合支援プランの実績報告の方にもあがっていますが、既に訪問実績もあり今後も継続していくものとなります。19ページをご覧ください。相談支援事業所の育成については第2期総合支援プランを引き続き踏襲し、自立支援協議会の各専門部会において、障がい者の個別事例等の調査研究を行うことにより、地域サービスの課題を明らかにし、サービスの改善等につなげていくことを目標とします。新たに主任相談支援専門員の配置目標があり

	<p>ます。令和8年度までに1名配置する目標となっております。主任相談支援専門員の役割は、相談業務全般のマネジメント、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援、社会資源の開発・連携や、地域住民への啓発活動を通じた地域社会への働きかけ等とされています。瑞穂市総合支援プランの遂行に携わる方で、令和8年度までに1名配置することが目標になっています。現在、牛丸委員と勝委員がこの資格を持っているということが先般の事務局会で分かりましたので、目標達成ということになります。19ページ障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築について、国の指針に基づき、令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組が行えるような体制を構築します。県としても、市町村職員向け研修や先ほどご説明いたしました自立支援審査支払等システムの情報共有体制を整備する目標を示されていますので、追従する形で体制を構築していく方向で進めていきます。20ページ発達障がい者等に対する支援について、国の基本方針に基づき、令和8年度末までに発達障がい者等に対する支援が行えるような体制を子ども部会中心として構築し、発達障がい者等に対する支援を実施していきます。議題（9）第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理の説明については以上となります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。令和6年度から3年間の障がい者総合支援プランということで、こちらの進行管理の方も令和6年、7年、8年で目標を設定して評価をしていきたいと思えます。令和6年の進行状況になりますとおそらく来年の第1回全体会、ちょうど1年後になります。その時に◎、○、△が一応進行状況としてチェックが入ってくるだろうと思えます。いかがでしょうか。委員の方からご質問とかご意見等ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">意見なし</p> <p>よろしいですか。では特にご質問もないようですので、議題（10）ということで順番に進めていきたいと思えます。基幹相談支援センターの事業と運営状況ということで、これも事務局の方からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>基幹相談支援センターの相談対応実績について説明します。21ページの資料7をご覧ください。瑞穂市では令和3年4月より障がい者基幹相談支援センターを設置し、また、令和5年度からは地域生活支援拠点の相談機能としての役割を担い、障がい者の方、またそのご家族などからの相談に広く対応しております。21ページは、令和4年度から、令和6年度までの基幹相談支援センターで対応した相談件数のグラフとなっております。なお、今年度については、7月29日現在までのデータとなっております。相談件数は令和4年度で244件、5年度で231件、今年度は73件となっており、年度ごとの月平均は、4年度が20件、5年度が19件、今年度が18件となっており、毎年おおむね同じ水準の相談が寄せられています。22ページをご覧ください。こちらは、相談内容の障がい種別を円グラフにしたものです。各年度ともに、青い範囲で示した、精神障がい者やその関係者からの相談が大半を占めています。考えられる理由として</p>

	<p>は、知的障がいや発達障がい等では、幼いうちから支援者との関わりがあるなど、すでに相談先を持っている方が多いことに対し、精神障がい者の方などでは、成人してから発症し、まだ相談先がない場合や、ご家族などが相談者となるケースが多く、このような比率になっています。23ページ目ですが、こちらは相談方法についての円グラフです。青色で示した電話相談、オレンジ色の窓口相談の2つで各年度とも90%を占めていますが、緊急性や、関係機関の要請などにより、訪問での相談支援も実施しています。24ページ目は、相談者の性別のグラフです。4年度では、やや女性の相談者が多くありましたが、5年度以降は大きな差は開いておりません。</p> <p>25ページ目をご覧ください。こちらは当事者の年齢の円グラフとなっています。相談にみえた方ではなく、障がいをお持ちの当事者の方の年齢をグラフにしています。30代から50代の方の相談は、当事者本人からの相談が多く、10代では父母から、20代では本人と併せて父母からの相談が寄せられています。各年度ともに、40代の方の相談がやや多くありますが、他の年代を含め、大きな偏りはありません。26ページ目は対象者と相談者の関係です。大半が、青色で示した本人からの相談で、次いでオレンジ色の父母となっています。4年度、5年度で見ると、相談事業所、施設職員の方からも若干の相談がありますが、関係機関の皆様におかれましても、当市の障がいをお持ちの方のことでお困りのことがございましたら、お気軽にご相談いただければと思いますので、よろしく願いいたします。最後に27ページですが、こちらは相談内容のグラフとなっています。例年、障がい福祉サービス関係の相談や、症状についての相談、健康・医療に関する相談が多く寄せられています。障がい福祉サービスに関する相談では、サービスの利用に繋がるケースも多く、その場合には相談支援専門員が支援者となる傾向にありますが、サービス等に繋がっていない他の相談者では、繰り返しご相談をされる方も多くいらっしゃいます。基幹相談支援センターの事業・運営状況等についての説明は以上となります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。瑞穂市の基幹相談支援センターの実態が非常によくわかるデータだと思います。右の下の方にはオレンジ色の字でそれぞれまとめを考察していただいております。</p> <p>各委員の方から何かご質問等ございますでしょうか。年間だいたい240件前後の相談があるということと、非常に特徴的な相談のパターンがあるのかなと思いますが、今後さらに相談業務を充実させていただければと思います。ご意見等よろしいでしょうか。</p>
<p>M委員</p>	<p>1つお伺いしたいことがあります。年度の件数の中で同行や訪問というところがありますが、これって内容的にどういったことをされているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご家族から医療機関に受診したいという要望があり、病院に受診をさせたいけれども、どういう風につなげていったらいいかわからないというご家族からの相談で、ご自宅に伺って受診につなげるというケースがあります。あとは、最近ですと、割と社会福祉協議会とも一緒に訪問されるケースも多くて、本当に幅広いです。例えば生活困窮のことや、障がいがあっても働けない等。そういったところで、先日は法律も絡んでいたのが弁護士</p>

	<p>の先生と一緒に訪問させてもらったこともありました。何か相談ごとがあるけど、こちらにはやっぱり来ることができないという場合に、専門の方と一緒に訪問させてもらうというケースだと思います。</p>
N委員	<p>1つお伺いしたいですけど、相談内容のところで、私どもの中で近年すごく問題になってきているのが、性の問題ですね。性の問題というのが非常に最近多くなってきていて、基幹相談の中に、そういう性に対する問題というのは、どの程度の相談が来ているのかというのが、もしわかれば教えていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>ここ数年でそういった相談というのは受けたことはないです。</p>
会長	<p>他いかがでしょうか。追加のことでも結構です。よかったですでしょうか。相談内容も、おそらくどんどん多様化してくると思います。できれば柔軟に連携を取りながら進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは特にご質問無ければ次に進めさせていただきます。それでは議題（11）地域生活支援拠点の評価・検証ということで進めていきます。こちら事務局よりご説明いたします。</p>
事務局	<p>お手元の資料28ページ資料8をご覧ください。</p> <p>始めに、地域生活支援拠点の評価・検証方法について事務局から説明させていただきます、資料29ページ以降、地域生活支援拠点評価シートを基に評価部会ごとに、部会長から説明をいただきます。</p> <p>瑞穂市の地域生活拠点の整備は、令和5年度に整備が完了しました。地域生活支援拠点の整備とは、障がい者の重度化、高齢化や「親なき後(あと)」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験機会の場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備したものです。</p> <p>28ページの表に4つの部会で役割を分担しています。4月から7月に各部会を開催し評価を行っています。29ページの相談機能、子ども部会から資料の順に報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
子ども部会長	<p>では子ども部会より説明させていただきます。地域生活支援拠点評価シートの相談機能について、評価は6年の7月5日、子ども部会にて行いました。令和5年度の現状と実績について、（1）機能の概要、市基幹相談支援センター等による支援が必要な障がい者（児）、世帯の把握、サービスの調整、サービス利用などの生活上の相談への対応等による支援。</p> <p>（2）各種の実績、①基幹相談支援センターによる相談受付件数、相談者の属性、内容等、②緊急事態への対応件数9件（短期宿泊事業費用調整2件）、退院後支援制度（保健所3件、その他4件）</p> <p>（3）機能に関する体制、①場所、瑞穂市役所穂積庁舎福祉生活課内、②人員、精神保健福祉士1名、市職員1名（一般行政職）、③受付時間、平日の開庁時間8時30分より17時15分、土日祝日夜間は宿日直が対応し担当者へ連絡します。</p> <p>（4）実施方法。現場窓口等による相談受付、緊急時個別の事情により家庭又は施設への訪問、ケース会への参加。</p> <p>（5）利用料、基本的に無料。</p> <p>（6）周知方法、市ホームページにて事業の周知となっております。</p>

	<p>評価改善点、(1) 利用対象者の基準と把握について、障がい者本人及びその家族、福祉課題を抱える方に対して総合的な相談対応が実施できましたので○といたしました。(2) 相談対応の方法について、福祉相談員を中心に、対面または電話での相談受付を実施し、必要に応じて訪問での相談対応を行うことができましたので評価は○としました。(3) 支援の内容と効果について、当事者からの相談に対しては必要な社会支援などの提案ができたが、当事者以外の方からの相談や、支援を拒否される方への支援については苦慮しております。ですので△といたしました。(4) 相談体制について、福祉生活課職員にて横断的に対応することで相談内容、相談受付は可能だが、対応できる専門職の増員が課題となっておりますので△といたしました。(5) 相談窓口の周知啓発について、一定の相談件数があることから、周知が全くされていないわけではないが、関係機関との連携を図るなどの一層の周知が必要であるということで△といたしました。以上です。</p>
<p>相談支援 部会長</p>	<p>同じ相談機能のところの相談部会の評価ですけれども、32ページをご覧いただきまして、支援の内容、効果が△ですけれども、例えば近隣などの当事者以外の方や本人が支援拒否をしている場合には介入しづらくて、これについては今後検討が必要なのでないかということで△にしました。</p> <p>相談体制では、現在は福祉生活課の直営2名で、かなりの職員で横断的に対応していますが、専門職が少なく、専門職の増員が課題で、募集をかけているそうですけれども、採用に至らないということで△にしました。それから、相談窓口の周知啓発はホームページで実施しているが周知不足としましたけれども、先ほども少し申し上げましたが、例えば先週も寸劇で基幹相談の出番があり、徐々に周知が進んでいるのでこれから期待したいところだと思います。以上です。</p>
<p>くらし 部会長</p>	<p>それでは続きまして33ページをご覧ください。緊急時の受け入れ対応でございます。現状実績等につきまして、簡単に説明させていただきますが、(1)の機能の概要につきましては、緊急対応など支援が必要な障がい者等の緊急時の受け入れ先の確保を行うもので、(2)の受け入れ施設はもとす広域連合の大和園、養護老人ホームとなっています。</p> <p>それから(6)になりますが、利用実績につきまして、利用人数4人、延べ68日、相談件数8件となっております。</p> <p>それでは34ページをご覧ください。2の評価改善点ですが、(1)の②の施設の数、種類の項目で△の評価としていますが、理由改善点の欄にございますように、大和園1施設の運営では、利用状況を見て照らし合わせれば不足はないと思われま。また、高齢者施設であるため、障がい者の受け入れ対応について、人員や環境の整備の必要性について検討する必要があるとの評価をさせていただきました。以上です。</p>
<p>相談支援 部会長</p>	<p>緊急事業受け入れの相談部会の評価ですけれども、36ページをご覧ください。先ほどくらし部会長からもありましたように、これは大和園のことですけれども、大和園は養護老人ホームのため、障がいについてはこれからだということで、施設の数、種類のところを△にしています。ただ、うちの社協の事業所からも何名か緊急時に利用していますが、高齢福祉の特徴だと思いますが、とても丁寧で、はじめ利用を嫌がっていた利用者の</p>

	方もすぐに気に入ってもらえたのでとても助かっております。以上です。
暮らし 部会長	<p>それでは続きまして37ページをご覧ください。評価シートの体験の機会のごさいます。現状実績等の(1)ですが、機能の概要につきましては、地域生活への移行や、継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等を行うもので、(2)の実施場所につきましては、瑞穂市障害者生活訓練所ふれあいホーム瑞穂となっております。(7)の利用実績につきましては、164日、328人となっております。</p> <p>38ページをご覧ください。2の評価改善点ですが、(1)①の現在の利用施設の項目で△の評価としておりますが、理由改善点の欄にもごさいますように、施設の設備、立地については利用者等からの指摘もなく、問題ないと思われます。指導員等も利用者から信頼されている反面、特定の指導員の指導が続いており、体験における刺激を欠くことが懸念されております。また、(6)の制度の周知、啓発に関することでも△の評価をしています。これは昨年度までの利用者が実質2名ということで、利用者が固定されていることや、市のホームページ上で一定の周知はされているものの、新規の利用申請者数は少なく、今後は相談支援事業所等からの案内で周知を図る必要があるとの評価でありました。以上です。</p> <p>続きまして、39ページをご覧ください。専門的人材の確保、要請についてでございます。令和5年11月に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が先ほど説明させていただいたように整備をされましたが、令和5年度においては、事例検討をもとに地域課題等を抽出し、活用できる地域資源の明確化、および目標の設定を行いました。目標達成に向けた研修会の開催については、翌年度実施することとなったため、令和6年度からも評価対象とすることといたしました。以上でございます。</p>
子ども 部会長	<p>では41ページのペアレントトレーニングを通して、子どもとの関わり方を改めて学ぶということの実績についてご説明させていただきます。こちらは令和5年9月8日から令和6年1月19日の全6回のコースで行われております。評価つきましては、次のページの42ページをご覧ください。時期としては適当であったこともありますし、市役所に隣接する施設で利便性もあつたために、研修場所等も良かったことが言われておりますが、7番の研修方法といたしまして、全6回のコースが負担に感じる参加者や参加を見送る希望者があつたようです。内容やスキル習得のためには適切であつたと思われますが、やはりちょっと難しいということもありますので△とさせていただきます。以上です。</p>
相談支援 部会長	<p>専門的人材の確保、養成について、相談部会の評価です。評価は44ページをご覧ください。相談部会は先ほども少し触れましたが、研修は部会で企画して年1回実施していまして、昨年は包括と共同でケアマネと交流会をしました。参加者は事務局も含めて33名の参加があり、あじさいホールで開催しました。障がいと介護の仕組みを再確認し、高齢障がい者の円滑な介護保険移行を目標としたグループワークをしました。周知方法は相談支援部会等ケアマネサロンで開催案内をしました。以上です。</p>
権利擁護 部会長	<p>権利擁護部会の方の専門的人材の育成ということで、研修会を瑞穂市の障がい者虐待防止研修会ということで、昨年12月15日やらせていた</p>

	<p>きました。対象となるのが市内の障がい児者の方が使われている障がい福祉サービス事業者福祉関係者の方に参加していただきました。</p> <p>内容としては1時間ほどのドキュメンタリーの動画を見ていただき、その後グループワークという形でやらせていただきました。</p> <p>検証、評価としては、日ごろのご自身の支援活動を振り替えることができ、この研修会の目的の1つが横のつながりを作るということで、事業所同士参加していただいて、市内の事業所がなかなかお会いする機会がない、特に現場の職員だとほかの事業所の方とお話をするという機会がなかなか設けられていないので、このような研修会を機に交流を深めていただくということも1つ目的として掲げていましたので、グループワークによって十分な意見交換が出来たのではないかなという風に思っております。</p> <p>46ページの評価に関しては、おおむね適切にできたのではないかなという風に思っております。以上です。</p>
暮らし部会長	<p>続きまして47ページになります。地域の体制づくりの評価でございます。暮らし部会では、昨年度3回の部会を開催いたしまして、医療、福祉、地域など種別ごとに抽出したニーズや課題につきまして、活用できる地域資源の明確化や目標の設定を行いました。こうしたことから48ページの評価改善点につきましては、(1)から(8)までを適切ということで評価させていただきました。以上です。</p>
子ども部会長	<p>地域体制づくりについて、子ども部会より報告させていただきます。令和5年度の現状といたしまして、令和5年6月、11月、令和6年3月において部会で検討させていただきました。色々な事例を協議しました。評価、反省といたしまして、実施時期が適当であり、実施回数も2回から4回ということで適当であったと言われております。参加者等につきましても、多方面の意見を多く募るために、適切な人数で協議できてよかったとしております。各専門分野で協議するにあたり、必要な知識等を有する人材で構成できており、地域課題等を抽出することで、解決に向け必要となる課題を提案できており、とてもよかったと思っております。以上です。</p>
相談支援部会長	<p>地域体制づくりの相談部会の評価です。部会はおおむね3か月おきに4回開催しております。場所は総合センターの空き状況と参加者の希望で決めています。参加者は瑞穂市の利用者がいる近隣の相談員で、現在は13人ぐらいです。課題は、個別事例の検討による地域課題の抽出です。成果は毎年年度末に地域課題分析として報告書を全体会に提出させていただきます。以上です。</p>
権利擁護部会長	<p>権利擁護部会の方ですが、年間4回、研修会も含めると年会5回活動をさせていただきます。人数は部会の構成員としては7人と少なめではありますが、全体で協議をしております。成果としては、年1回の研修会を開催できているということや、事業所同士の交流につながるような虐待防止研修を計画すること等に取り組んでいるのかなという風に思っております。個別の評価としては、適切にはできているかなというところですが、(8)の協議等の成果のところですが、虐待を受けたときの通報先とか相談機関先を周知する啓発用チラシというものを昨年の初めに作成しまして、それを福祉生活課の窓口で配布をして、啓発に努めるということはやっております。今のところ、それによつては通報というのではない</p>

	<p>ですが、チラシに目を触れていただくことで、虐待防止につなげていきたいなという風に思っております。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。地域生活支援拠点ということで、瑞穂市の場合は面的整備ということで、昨年度すべて整備をされ、事業が決まっております。ただ、事業の検証をやらないといけないということで、今回それぞれ部会から報告をさせていただきました。</p> <p>全体会として、各委員の方から何かご質問あるいはご意見等ありますでしょうか。ちょっとわかりにくいところもあったかもしれませんが、各部会ごとのそれぞれの課題もありますし、それを報告していただきまして、今年初めて評価、検証をさせていただきましたので、これを踏まえて来年度以降、毎年拠点の活動を行っていきたいと思います。いかがでしょうか、何かご質問ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">質疑、意見等なし</p> <p>ありがとうございました。ちょっと時間が押してしまして申し訳ございません。それでは一応最後になりますけれども、議題（12）ということで、各部会の昨年度の報告と今年度の活動計画について、各部会の方からご説明をしていただきたいと思います。まず、くらし部会長からお願いします。</p>
くらし部会長	<p>それでは資料の方は55ページになります。資料9をご覧ください。くらし部会では昨年度3回部会を開催いたしまして、先ほども申し上げましたように、医療、福祉、地域など7つの支援種別ごとに抽出をいたしましたニーズや課題について、活用できる地域資源の明確化や目標設定を行いました。この表ですと、左から5列目までが昨年度の活動結果となります。なお、会議の場では事例検討から課題を抽出したこともありまして、空欄の行もありますが、今後協議をしていく予定でございます。また、62ページには精神障がい者にも対応した地域包括支援システムの構築、イメージ図でございますが、これの瑞穂市版を作成しておりますので、参考までに添付をさせていただきました。令和6年度の活動計画につきましては、6月12日に第1回の部会を開催し、表の右から2列目、目標達成への取り組みについて協議をいたしました。結果、令和6年度の取り組みにつきましては、自立訓練事業所のうかいさんの周知や、困りごとの相談、魅力的な居場所づくりのための地域活動支援センターの活用などに取り組むほか、民生委員・児童委員の皆さんが自立訓練事業所、地域活動支援センターを見学していただく予定でございます。施設の計画につきましては、くらし部会員も、明日27日午後から見学を予定しております。なお、資料の56ページから61ページには、見学先となる自立訓練事業所や地域活動支援センターのパンフレットを提示させていただいております。ご一読願います。くらし部会からは以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。ただ今のご報告につきまして何かご質問等ございますでしょうか。精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築、これが多分今年の課題だろうと思いますのでよろしく願います。</p>
副会長	<p>明日、うかいさんにくらし部会員が研修で見学させていただきますが、本日添付させていただいたパンフレットは、うかいの〇委員に簡単に説明</p>

	<p>していただいていますか。</p>
○委員	<p>我々の事業所は、自立訓練事業所の委託を受けて地域活動支援センターというのをやっていますが、今ここに参加していただいているふなぶせさんも同じように宿泊、生活訓練等の、地域活動支援センターをやられています。自立訓練は宿泊型と、宿泊型ではない自立訓練事業所がありますが、2年間の中で、こういった宿泊の生活をしていただいて、2年後アパートであったり、自宅に戻られたり、あとはグループホームであったりを本人と関係者で話し合いながら移行していくことになっています。イメージとしては、まず精神科の病院に入院されている方、やはり10年以上入院されている方がいきなり地域へと変わったとしても、本当にいろんな仕組みが変わっているの、まずはそういった部分を補うために、2年間こういった宿泊型の生活を送っていただいたうえで、いろんな生活能力を身に付けていくというような形になっています。</p> <p>宿泊がついていない自立訓練に関しましては、入所ではなく家から2年間我々の事業所に通っていただき、そういった生活能力を身に付けていくといったイメージになっています。通所で通われている方は、主に自宅や、グループホームというのなかなか少ないですけども、グループホームから通われている方もいらっしゃいます。2年後この方々は就労の力をつけていくということになるので、生活訓練や入所を利用されている方の8割9割が、2年後にB型就労の方につながっていったというイメージなので、瑞穂市の方でも、入院されてから退院後に、こういうサービスというの必要になってくるのかなと思われまいますので、明日見学していただけるといいのかなと思います。以上です。</p>
会 長	<p>それではほかご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは次に子ども部会長の方からご説明をお願いします。</p>
子ども部会長	<p>子ども部会の方から令和5年度の報告といたしましては、第2期瑞穂市障がい者支援総合プランに位置づけられている、発達障がい者および家族への支援体制の確保に関わるペアレントトレーニング研修、および指導者養成研修を実施いたしました。先ほどからお話しているものです。岐阜県ペアレントトレーニング研修について、主催は岐阜県発達障害者支援センターです。期間は令和5年の9月から令和6年の1月にかけて全6回行われました。瑞穂市内在住の、就学前のお子さんをお持ちの保護者の希望の方が参加されました。岐阜県ペアレントトレーニング指導者養成講座というのものも、期間は上記と同じように行われました。瑞穂市内の施設等で働く職員と発達障がい児の支援にかかわる職員を募集しましたところ、保護者の方は12名、施設等職員は約40名の参加者がありました。この研修を通して、保護者は親子関係の基礎作り、施設等職員は、受講者自身が勤める機関や地域において、ペアトレを実施していくことを目指していけたらと考えています。また、6月と12月に勉強会を実施しました。6月は実例をもとに障がい児支援の現状と課題について、2グループに分かれグループワークを行いました。12月は保護者支援について、医療的ケア児支援の現状と課題を、日ごろ医療的ケア児支援に関わっている委員を中心にグループごとに発表を行いました。保護者向けの支援というテーマで協議をしてきましたが、保護者がそれぞれの機関で相談している内容を、</p>

	<p>関係機関が連携し、問題を抽出し、解決していけるようにしていくことが今後の課題であると考えています。</p> <p>令和6年度の活動計画につきましては、7月5日に部会を開催いたしました。子ども部会の設置の必要性や、今後どのような方向を目指して取り組んでいくかについて話し合いをしました。話し合いの中で次のような課題が出ました。1つ目は第3期障がい者総合支援プランに、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムに関する活動指標が示されていますが、達成することが難しいということです。2つ目に医療的ケア児についても協議が必要であるということがわかりました。今年度はこれらを重要課題として取り組んでいく予定であります。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま子ども部会の報告と活動計画について報告をいただきましたが、何かご追加あるいはご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは続いて、相談支援部会長よりご説明をお願いします。</p>
<p>相談支援 部会長</p>	<p>相談部会は第1回を4月19日に開催し、プランと拠点の評価をしたことと、地域課題評価の分析方法の再開発について協議しました。この地域課題評価については、次回の部会までに全員で個別ニーズを書き出すことという風にさせていただきました。資料11の65ページをご覧ください。ここの個別のニーズというところからずらっと書いてあるのが個別ニーズです。そのあと第2回を6月8日に開催しましたが、この個別のニーズをまとめる過程で、新しい分析方法を思いついたので、その協議をしました。65ページに戻っていただくと、その方法が記載してあるんですが、要約しますと、これまでは事例検討から個別のニーズを抽出して統計という風にしていましたが、新たに属性カテゴリーと課題カテゴリーと取り組むカテゴリーというのを設定して、事例検討するのは一緒ですけれども、個別のニーズと属性カテゴリーを、そのあと選択することで、課題カテゴリーと取り組みカテゴリーが自動選択されるようにします。この各カテゴリーの統計で地域課題を抽出、提示するというのが同じですけど、新しい方法では、最終的に取り組みの必要性が導かれるようにするというものです。これを1年かけて作成することにしました。それから同じ第2回では、今年度の基幹相談の人材育成研修の協議をしまして、先ほどから触れておりますけれども、こちらの方は写真ですが、瑞穂市民生委員・児童委員協議会が年1回で全員が集まる研修をされていて、そこで毎年生活困窮と弁護士などがロールプレイングをしていて、それに開催側として相談部会も参加したというものです。このロールプレイングの内容は、毎年8050（80歳の親と50歳の子）を題材にされていて、夫を亡くし債務整理の仕方がわからないという妻と、50歳の引きこもりの息子に対して、民生委員をきっかけに弁護士、生活困窮、地域包括のケアマネージャー、障がいの相談員が連携して会議をするという話です。今年は相談部会の相談員が9名いたので、障がい福祉サービスにつなげる家庭をじっくり見せて、息子の方の支援を重点的にしました。相談員というのは、普段なかなかこういうことをしないので、貴重な体験だったと思いますが、ほかの福祉分野の支援者と一体的になって取り組んだので、重層的支援の重要性の理解、促進になったと思いますし、大舞台で演技したので、地域住民に対</p>

	<p>する障がい福祉の周知の必要性を知る機会にもなったと思います。あまりほかの市町ではない、良い研修だったと思います。</p> <p>次回第3回は来月9月27日に開催予定です。先ほどの分析方法を、何とか個別ニーズをまとめてブラッシュアップして、できれば試しに事例検討して評価してみて、最後の第4回で完成させられるとよいと考えています。相談部会は以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。何かご質問とかご追加等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>最後に権利擁護部会長よりご説明をお願いします。</p>
権利擁護 部会長	<p>権利擁護部会の今年の活動報告に関してですが、全部読むと時間がかかるので、活動内容に関しては、1つが虐待通報に関する協議ということで、昨年度は3件市の方に通報がありまして、その内容についての協議をさせていただきました。実際は虐待案件としたものでは、ありませんでした。あとは、成年後見利用制度であるとか、差別解消に関する協議というところも相談は窓口は、それぞれありますが、特に協議の方はありませんでした。また、虐待防止研修も行いまして、参加者の方は市内の事業所を含む57名もの多くの方に参加していただきました。その時のアンケートの方が記載されていますので、またお目通しをお願いします。</p> <p>今年度の活動計画ですが、今年度も引き続き虐待防止に関する協議であるとか、成年後見、差別解消に関する協議というところも継続して行っていく予定です。あと、地域生活支援拠点に関する評価ということで、これは6月にさせていただきました。</p> <p>今年度の研修会に関してですが、実施時期が令和6年の12月13日の午前中を予定しています。内容に関してですが、昨年度は虐待に関する動画を見ていただいて、これは明らかに虐待だよねというか、刑事事件に相当するようなもので、目に見てすぐよくわかるものを見ていただきましたが、今年度に関しては、アンケートの中にもどこからが虐待なのかという、いわゆるグレーゾーンはどこからなのかというところを、ちょっとみんなで考えていけたらなということで、岐阜県の障害者権利擁護センターの方を講師で招いて、グループワークを中心に進めていけたらなという風に思っています。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ただ今の権利擁護部会の活動報告、活動計画いかがでしょうか。何かご質問等よろしいでしょうか。特になければ部会の報告はこれで終了したいと思います。4つの部会がございますけれども、非常に活発に活動しております。各所属の部会員の皆さんで、ぜひサポート・支援をしていただければと思いますのでよろしくお願いたします。それでは次、最後のその他、今までの議題に出しました内容以外の追加の報告等ございましたら、いかがでしょうか。今日初めてのご参加の委員もおられると思います。だいたいこのような形で進めていきたいと思えます。なるべく多くの意見を出していただければという風に思っています。今日は役員を選出の件もありまして、時間が押してしまいましたが、だいたい1時間半から2時間ぐらいで終わるかと思えます。それでは、事務局の方から何かございましたらよろしくお願いたします。</p>

事務局	<p>お手元の当日配布資料、瑞穂市障がい者文化芸術作品展作品募集という資料をご覧ください。清流の国岐阜文化祭2024の開催に伴いまして、瑞穂市障がい者文化芸術作品展を実施するため、8月から作品募集を行っております。第3期瑞穂市障がい者総合支援プランにも障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画が位置付けられています。今回の作品展は文化協会祭という文化協会の作品展になりますが、そちらとタイアップしておりまして、文化協会の作品展の会場を一部お借りして、11月2日土曜日から11月4日の月曜日祝日まで展示されます。応募していただいた方の作品が展示されることとなります。文化協会祭の作品展示と同じ場所で展示されることもありまして、より多くの方に見てもらえる機会となります。自立支援協議会の委員の皆様におかれましては、お時間がもしございましたら、会場まで足を運んでいただくとありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。議題の方はこれで終了させていただきます。改めていかがでしょうか。ご質問や追加等よろしいでしょうか。また何かお気づきの点がありましたら、瑞穂市の福祉生活課の方にご連絡していただければと思います。それでは次回の全体会について、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、7番の次回全体会についてです。次回全体会につきまして、会場の都合もありまして、令和7年の2月17日、月曜日13時半から、今日のこの場所と同じ瑞穂市民センターの第2会議室、こちらの方を提案したいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。ちょっと先にはなりますけれども、特段のご予定とかなければこの日に設定したいと思います。ではよろしく願いします。今日8月ですので、ちょうど半年後の2月ということで、第2回の全体会をこの日にちで決定したいと思いますのでよろしく願いします。</p> <p>それでは本日の協議事項はすべてこれで終了になりました。私の方の会長の任務も終了させていただきます。かなり時間がオーバーしましたこと誠に申し訳ございません。また第2回全体会、あるいは部会活動の方もよろしく願いします。本日はどうもありがとうございました。</p>
福祉生活課長	<p>それでは会長を始め、委員の皆様には長時間にわたり、慎重なご協議をいただきまして誠にありがとうございました。以上を持ちまして本日の協議会を閉会させていただきます。お帰りの際は交通事故等に合わないようお気をつけてお帰り下さい。本日はありがとうございました。</p>